

# 厚生常任委員会

平成17年8月22日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎浦野 圭司  
里川宜志子

○三木 誓士  
中西 和夫

木田 守彦

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
環境対策課長	清水 建也	同 課 長 補 佐	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	同 課 長 補 佐	勝眞 基好
住 民 課 長	西谷 桂子	同 課 長 補 佐	清水 昭雄

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 三木委員、木田委員

副委員長

おはようございます。

ただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。浦野委員長につきましては所要のため30分ほど遅れるという連絡がありましたので、副委員長の私が替わって進行させていただきます。

それでは、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。町長

（ 町長挨拶 ）

副委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、三木委員、木田委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに継続審査案件であります、（1）（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長

継続審査案件であります、（仮称）総合福祉会館整備計画について、ご説明申し上げます。

（仮称）総合福祉会館整備につきましては、6月15日の当委員会におきましても報告させていただきましたように、小吉田1丁目地内におきまして用地の取得に向け、努力を今現在いたしております。しかし、今現在、用地取得には至っておりません。所有者の方が入院されております事もありまして、今後その方との交渉の日程等を、早急に行なうよう考えております。引続き所有者の方にご協力をお願いし、早急に用地取得が出来るよう、努力してまいりたいと考えております。今後、建設用地の取得がまとまりましたならば、当常任委員会にご報

告申し上げますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

副委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木田委員 今、所有者が入院のために交渉が中断しているという話なんですけれども、その入院がどのくらいの期間になるのか、そこら辺のとのこと、私かて、この事業が済めば、私かてもう、議員として引退しようかなという風な、何は持っておるんですけれども、如何せん、なかなか進まないのですね、この姿を見てから、私は引退したいなという気持ち一杯なんですけど、やはりそういう所も汲んで、とにかく一生懸命やってもらいたい気持ちなんですけど、どうなんでしょうかね、その点。

助 役 仮称総合福祉会館整備計画につきまして、買収についての努力をしております。私どもといたしましては、平成16年度中に必ず話を付けると言うことで、皆さんに約束をしていた状況もございますし、我々といたしましても、もう95%大丈夫だという判断を取った訳でございます。しかし、急に主となる方が体の不調を訴えられて、入院されたらと、そういう事で、あまりこちらも強引に行く事も出来ませんし、お帰りになったときに話をしている訳でございますけれども、病状不安定があるので、あまりきつい事は言えないし、また、身体の状況を聞く中で非常に難しいような病状でございましたので、しばらく事業の推進をおいてきたという状況でございまして、ただ、いずれにいたしましても早くこの件をきちっとしなければならぬという事でございますから、先般も入院先を教えてほしいという事も言ってまいりました。しかし、家族の方はどうしても教えられないという事、また、私も妹さんが同級生でございますから、病院を教えてほしいというような事も含めましてお願いしていた訳でございますが、なかなか言えないという事でございましたので、お家へ参りまして、そしてご主人にこういう事情ですという事を、詳しく伝えてほしいと奥さんに

お願いしてきたという状況でございます。ただ、今現在、その点についても返事がない訳でございますけれども、我々といたしましても、家族はあまり、重病じゃないという事も言われてますが、我々といたしましても早く本人にお会いして、きちっとしたいと思っております。ただ、あまり町が長引く事によっては、やはり委員の皆さんにご迷惑を掛けるという事になってくると思いますので、はっきりとした決断を取りたいとこのように思っております。

木田委員 以前ね、まとめ役の人が入院してはると言てはりましたな。ほんで、今現在、入院してはるとか言うのは、そのまとめ役の人か、それとも所有者の方、どうですか。

助 役 先ほども申しましたように、主となる人、まとめ役の方が入院されておる訳でございます。その方も地権者の一人でございます。主となる、いわゆるまとめ役の方が入院しておるということで、ご理解願いたいと思います。

副委員長 私の方から。今、助役の方から出来るだけ早くという事ですが、町として、いつまでも待てるという事でもないと思うし、出来るだけ早く交渉して、前へ進めていきだきたいですが、その期限なるものは切っていらしゃいますか。

助 役 先ほども申しましたように、まとめ役並びに地権者の方が入院されておるという状況の中で、やはりきちっとした結論を町が立てて行きたいと思っておりますので、期限がいつかということではなしに、粘り強くその方と話をしていって、そして判断をしようと、このように思っております。

副委員長 期限がないということですが、ちかじかお会いになる予定はございますか。

助 役 奥さんを通じてお会いさせてほしいという事もお願いしている状況でございます。

副委員長 他にございませんか。

( な し )

副委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

浦野委員長が来られましたので、浦野委員長と交代させていただきます。暫時休憩いたします。

(午前9時08分 休憩)

(午前9時09分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、9月定例議会に付議が予定されている議案について予め説明を受けることにいたします。

はじめに、(1)平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、理事者の説明を求めます。

清水健康推進課長。

健康推進 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)課長 についてであります。

まず、資料1の方をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,250万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ28億549万8,000円とするものがございます。

歳入予算につきまして、第2款国庫支出金につきましては歳出の老

人保健拠出金、それと介護納付金の補正に伴うもの、また、平成16年度交付金の精算に伴う追加交付によります補正としまして、472万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。第3款療養給付費交付金につきましては、平成16年度の交付金の精算に伴う追加交付によりまして136万8,000円の増額補正をお願いするというものでございます。第4款の県支出金につきましては、福祉医療制度の改正に伴う国庫補助金の改正内容が当初予算時点で把握できなかった事によるもの、また、歳出の老人保健拠出金、介護納付金の補正に伴いまして456万3,000円の減額補正をお願いするというものです。第7款の繰入金につきましては、歳出の人件費の補正に伴うもの、また、県の国庫補助金と同額繰入という制度上、県費国庫補助金の補正に伴いまして、376万3,000円の減額補正をお願いするというものです。第9款の諸収入につきましては、歳出の前年度繰上充用の補正に伴いまして、同額の81万9,000円の減額補正をお願いするというものです。

歳出につきましては、第1款総務費につきましては、人件費につきまして、徴収嘱託員の通勤手当といたしまして、7万2,000円の増額補正をお願いするというもの。第3款老人保健拠出金につきましては、本年度の拠出額の決定に伴いまして760万1,000円の増額補正をお願いするというもの。第4款の介護納付金につきましては、本年度の納付額の決定に伴いまして、1,797万1,000円の減額補正をお願いするというもの。10款の前年度繰上充用費につきましては、執行額の確定に伴いまして81万9,000円の減額補正をお願いするというものです。9款の予備費につきましては、歳入歳出予算補正額の差額861万5,000円の増額をお願いするというものでございまして、今年度の介護納付金および老人保健拠出金が確定いたしました事によるもので、歳入歳出それぞれ1,250万2,000円の減額補正をお願いするというものでございます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 次に、(2)平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。資料2をご覧いただきたいと思います。

介護保険事業特別会計の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,121万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ12億3,521万4,000円とするものであります。

その内容といたしましては、国、県、支払基金からの給付費負担金等の超過交付額を返還するための償還金の補正、および、平成18年度から介護保険制度改正がされ、その一部がこの平成17年10月から改正されますことに伴います補正をお願いするものであります。

まず、歳出補正予算についてご説明いたします。今回の制度改正に伴いますシステム改修の費用や施設サービスの見直しにより認定証を交付する費用が必要になりますことから、一般会計において167万5,000円の増額となり補正をお願いするものであります。

また、施設利用者の居住費や食費が保険給付の対象外となり、利用者負担となりますことから、施設介護サービス給付費が4,001万4,000円の減額となり、また高額介護サービス費の上限額が見直しとなることから、高額居宅介護サービス給付費が489万6,000円の増額となります。

また、低所得者対策として、居住費や食費にも所得に応じた負担の上限額が設定されますことから、その負担額と基準額の差額を保険から給付する必要となりますことから、特定入所者介護サービス費、また、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者支援サービス費、及

び特例特定入所者支援サービス費の新しい科目を新設する事になります。この特定入所者介護サービス費等として1,819万8,000円をお願いするものであります。

次に、平成16年度において給付実績以上の介護給付費等を、国、県、支払基金から受け入れておりまして、平成17年度でこの超過交付額を返還するため償還金において1,031万3,000円の増額をお願いするものであります。また、平成16年度現年度分の保険料還付未済金として65万7,000円が生じたため、第1号保険者保険料還付金の増額補正を行うものであります。

次に、繰越額からこれらを差し引きました余剰金として1,548万9,000円を介護保険給付費準備基金へ積み立てるための増額補正を行うものであります。

次に、歳入予算の補正ですが、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金における介護給付費負担金について、また、介護給付費繰入金、介護給付費準備基金繰入金について、今回の改正によりまして施設介護サービス給付費が減少することから、給付実績に対する法令で定める割合の負担金および繰入金もそれぞれ減額補正するものであります。また、システム改修等に掛かる経費167万5,000円を一般会計繰入金として増額補正するものであります。また、繰越金につきましては、平成16年度決算の特定に伴いまして、2,645万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

なお、今回の10月の改正につきましては、施設入所されておられる方等への制度の周知と負担限度額の認定書等、交付に係ります10月からの改定に向け、準備作業を現在進めているところであります。

まず、10月改定につきましては、介護サービスを利用されておられる在宅の方には7月末に、現在、給付通知を送付いたしておりますので、その際に制度改正のお知らせを同封し、周知を行っております。また、9月の町の広報にも10月制度改正について掲載を予定しております。

以上、簡単ではございますが、9月議会にはこの補正予算を提案さ

せていただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 システム改修の方で、費用ですね、国庫補助とか、割合というんですか、その分についてどの程度いただけるようになっているのかという事と、それと今、課長、付け加えて説明していただきましたんで、町が今やろうとしているところまでは分かったんですが、ただ、7月末に給付通知だされたときに、内容触れていただいているという事なんですけど、その後の反響というんですか、問合せ状況などについてはどんな状況かなという事、知りたいと思います。それと、10月からになります。もう本当に、1ヶ月ちょっとしかない訳ですが、そんな中で、事業者さんなんかもね、この変更について徹底してご認識持っていたかかないとあかんねけど、その保険者、被保険者、利用者ですね、保険者、利用者、事業者との関係ですね、この辺、どない徹底していかはんのか、県の関わり方と言うんですか、こういったものについて、私たちも県の方へも申し入れもしてますけども、一定、県の果たす役割も大きいん違うかなと思うんですけど、その辺で、今ちょっと、どんな風になっているのかなと心配になるんですけど、その点について、現在までのところでご説明いただけるところ、お願いしたいと思います。

福祉課長 まず1点目にシステム改修に伴います国庫補助の県の負担分という事ですが、53万8,000円。後ほど、一般会計の補正予算のところの説明させていただきますが、53万8,000円になっております。額の算定につきましては、定額で補助金が50万円、それに1被保険者当たり7円という事で計算されております。

10月改正に伴いましての県の方の関わりという事でございますが、県の方におきましても、各施設に説明会という事で8月18日に制度

改正の説明会という事で開催されております。各施設に対しまして、今回の制度の概要等、詳細に説明されまして、またパンフレット等も配布されまして、市町村に対する施設からの制度改正に周知という事で、徹底するという事で、説明会を開催されております。給付通知の際に、制度改正についてお知らせを行ないましたが、その後の問合せ等については現在のところございません。今後、窓口においても説明の方は、来られましたら十分に制度について説明させていただこうと準備の方はしておりますが、現在のところまだ問合せ等はございません。

里川委員 システム改修も大変で、国の方で制度変えるといったかて、システムの改修するについたかて、国が全面的に面倒見てくれる訳ではないですから、市町村としてはえらい大変やなという風な感想を持ってますけれども、10月からなってきましたら、利用料を払うタイミングというのはいつになるのか分かりませんが、多分、事前に色々言われてても、もうひとつピンと来てない方も、色々おありなんかなど。払う段になってえらい事やとなったら、そういう時が大変やなという心配もちょっとあるんですけれども、ご家族がちゃんと関わりを持ってはる方については、ご家族なんかも説明受けてはったら、ご家族の方もご本人とそういう話も出来るんかも分かりませんが、ご家族がいらっしゃらないとか、ご家族と疎遠な方なんかについて、入所されてる場合、そういうケースもあるかと思うんですが、ご本人が払う段になるまで、全然、分からなかったというような事にならないように、さらに事業者さんと保険者として町の方も連携を取って、そういう後々問題が起こらないように、きちっと対応をしていっていただきたいという事をお願いしておきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。三木委員。

三木委員 先ほど西川課長の説明で、最後の方、補正の日程の事で言われたが、

もう一度。

福祉課長 今説明しました、介護保険事業特別会計補正予算につきましては9月議会にこの補正予算を提案させていただきますので、よろしくお願  
いしたいと思います。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、以上、9月定例議会提出予定議案については、  
予め説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項について受けてまいります。

(1) 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についての  
うち、当委員会所管に関するものについて、報告を求めます。

福祉課長 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)につきまして、住  
民生活部所管に係ります補正予算の内容について、ご説明させていた  
だきます。

まず、福祉課所管に係ります補正予算の内容について、ご説明いた  
します。資料3をご覧くださいと思います。

まず、歳出補正予算についてですが、障害福祉費では平成16年度  
の身体障害者施設訓練等支援費など、国庫支出金につきましては平成  
16年度における給付実績に対し法令で定める割合以上の負担金を受  
けておりますことから、超過交付分を平成17年度におきまして償還  
するため1,217万5,000円の増額補正をお願いするものであり  
ます。また、介護保険事業繰出金では、先に介護保険事業特別会計  
の補正で説明いたしました一般会計からの介護給付費繰出金211万  
5,000円の減額と事務費繰出金167万5,000円の増額があり  
まして、差し引きいたしまして44万円の減額補正をお願いするも

のであります。

次に、歳入補正予算についてですが、国庫支出金におきまして介護保険制度改正に伴いますシステム改修補助金53万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

以上、福祉課に係るものでございます。

健康推進 健康推進課関係でございます。

課長 歳出関係で、社会福祉総務費で国民健康保険事業への支援という事でございますが、特別会計でご説明させていただきましたが、主といたしまして、県費補助金の減額に伴うもので国保特別会計への繰出金376万3,000円の減額補正をお願いするというものでございます。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 次に、(2)アスベスト関連の状況について、報告を求めます。  
清水環境対策課長。

環境対策 それではアスベスト関連の状況についてでございますが、この事につきましましては、去る7月13日、水曜日でございますが、当厚生常任委員会によります株式会社山善、及びエコパレット滋賀への現地視察の際に、その時点での状況につきまして、この時は主に竜田工業株式会社につきまして説明をさせていただいたところでございますが、それ以降、現在までの状況として、町公共施設でのアスベストの使用状況等々につきまして、3、4点ほど説明をさせていただきたいと思っております。

まず、竜田工業株式会社のその後の状況についてでございます。7

月13日にもお知らせをしておりましたが、7月17日、日曜日でございますが、竜田工業株式会社によります周辺住民を対象といたしました説明会が、西公民館で開催をされました。午後4時からと午後7時からの2回に分けて開催されたところでございますが、2回の合計で約150名の住民の方々が参加されたところでございます。

この2回にわたる説明会の概要でございますが、まず冒頭に竜田工業株式会社の社長から周辺の住民の方々に色々とお心配をお掛けしている事につきましての謝罪がございました後、奈良医療センターの副院長でございます、アスベストによる疾病の専門医という事でございますけれども、タムラ医師という方からアスベストが原因で起こる疾病につきまして医学的見地から説明がございました。その後、竜田工業株式会社におけるアスベスト含有製品の製造状況、そしてアスベストの曝露、吸引ですが、によって死亡された、あるいは療養中である従業員の数、この時点では死亡されたのは21名、療養中は1名ということでございますが、または大気汚染防止法の改正によりまして平成2年から義務付けをされました工場の敷地境界線上におけるアスベストの粉塵濃度の推移等の説明がございました。その上で、健康診断を希望される方には竜田工業が費用負担を行ない、診断機関までの送迎も同社で行なうので、健康診断を受診していただきたいというような説明もあった所でございます。その後、住民から質問の時間があつた訳でございますが、過去及び現在における工場におけます製造ラインの位置、そして現在の製造品目等につきましての質問もあつた訳でございますが、やはり健康不安についての訴えが多く、この事に対しまして、竜田工業株式会社からは今後も誠意を持って対応していくとの回答があつた所でございます。

地元への説明につきましては、この後、竜田工業株式会社に隣接をいたしております、橋西北という自治会がございまして、その自治会の主催ということで、7月30日、土曜日でございますが、午後4時から竜田観光会館で説明会が開催されております。これで2回目となるんですが、この説明会には龍田北自治会の方々だけではなく、以前、

付近にお住みになっておられた方々も、橋西北の自治会長の呼びかけによって参加されておりました。合計で約25名の参加がございました。この説明会におきましても、やはり健康不安を訴えられる方が多く、またその時点での竜田工業株式会社の健康診断に対する対応では、希望者が多くて10月の中旬以降でないと空きがないと、要は新たな健康診断の申出には答えられないという説明もあった所でございますが、その事について善処するよう、もっと早くできるのではないかという要望もありまして、それについては竜田工業も努力するといった旨の回答をされたところでございます。この健康診断の枠の拡大につきましては、その後竜田工業と病院との協議によりまして、まず、8月19日、先週金曜日でございますが、約30名の枠を確保されまして、これには橋西北自治会の方に優先的に利用していただくということにされたということでございます。実際に、何名参加されたかにつきましては、本時点では掴んでおりませんが、枠としては30人確保されたということでございます。そして、この月末でございます8月26日、27日、金曜日と土曜日でございますが、この両日には竜田工業の親会社でありますニチアスの王寺工場の方に検診車を配置いたしまして、医師2名体制で集中的に健康診断を行なうという運びとなったという事でございます。その事によりまして、現在まで健康診断を希望されておられる方々につきましては、各個人のご都合にもよりますが、人数的に申しますとこの両日を持って全て受けていただく事が出来るようになったという風に聞いております。10月の中旬といったのが8月の末には解消できる見込みとなったという風に聞いております。ただし、その日程で都合の悪い方については9月にずれ込むなりする事はあると思いますが、人数的にはこれで確保できたという事でございます。

新聞報道等で既にご承知であるという風に思いますが、竜田工業株式会社におけますアスベストによる死亡された方の人数、及び現在療養中である方の人数につきましては7月8日の最初の発表では先ほども触れましたが、死亡された方が21名、療養中の方が1名という事

で、これは全て元従業員であるという事でしたが、その後の調査によりまして確認された死亡者の数などが増加しているところがございます。これは7月25日及び8月9日に発表されたものでございますが、これによりますと現時点におきましては、元従業員の方につきましては死亡された方が27名、療養中の方が2名となっております。これも、新聞の報道でご存知だと思っております。付近住民の方につきましても、2名、中皮腫で死亡されたという事が確認されております。竜田工業についての関連については、今のところ明らかになっていないという事がございますが、付近の住民の方も中皮腫で死亡されたということにつきましては確認されたという事がございます。

竜田工業株式会社の状況につきましては以上のとおりでございます。

次に、町の公共施設におけますアスベストの使用状況について、現段階におけます調査結果について、説明させていただきたいと思っております。お手元にお配りしております資料4をご覧くださいと思っております。

今回調査対象といたしましたのは、町が所有又は管理する施設、すべてについてでございます。ただし、公民館・分館等につきましては、各自治会の集会所の調査も含めまして、現在、状況の調査中でございますので、含めておりませんので、あしからずご了承いただきたいと思います。

お示しした資料では、管理する所管課ごとに施設をまとめさせていただいておりまして、その施設ごとにアスベスト使用の有無について、使用している場合は、その主な使用箇所、使用部材名、そしてその部材についての現在の状況について記載させていただいております。状況の一番右の欄には丸く1、2、3と囲んでおりますが、その凡例につきましては欄外でございますが、下段に表示をしております、①が早急に対策を講じる必要があるところ、②につきましては近い将来破損、剥離する可能性があるところ、③につきましては施設の解体をしない限りは問題はないであろうという判断をさせていただいたものでございます。

施設個々の状況につきましての説明は失礼ながら割愛させていただきますが、結果といたしましては、現在、調査いたしました町公共施設57施設、これは取水井戸は10カ所を1ヶ所とした計算しておりますが、その57施設のうち、アスベストを含んだ部材を使用しておりますのは、21施設となっております。その21施設のほとんどは、石綿セメント板や石綿ケイ酸カルシウム板というボード形状の部材を天井や壁面等に使用しているものでございまして、これらにつきましては、状況③と書いておりますが、耐火・耐熱・防音効果を高めるため他の原料に石綿を混入し、固めた部材であることから、破損等がなければ解体しないかぎり、混入されたアスベストが飛散することはないといわれておりますために、このまま使用を継続しても問題はないということでございます。

ただし、アスベストを吹き付けが明らかとなっている建築物も1施設ございまして、資料の2ページ目の中断に記載しておりますが、環境対策課が所管しております衛生処理場の揚水ポンプ室の内部壁面及び天井でございます。これは、水道水を屋上の受水槽にポンプアップするための施設でございます。この施設につきましては、職員でございまして、そう頻繁に出入りするところではございませんが、一部に剥落している部分もございまして、現在、その処理方法につきまして、調査をしているところでございます。

また、福祉課所管の社会福祉会館、教育委員会所管の小中学校のボイラー室、機械室の内部、上水道課所管の倉庫には、ロックウールというものを使用をされております。このロックウールにつきましては、岩綿を含んだ製品でございまして、今回問題となっている石綿とは違う訳でございますが、危険性はないといわれております。ただし、ロックウールと申しましても石綿が含まれている可能性も部材としてはあるということでございます。現在、その内容につきまして所管課において、その含有量等について、調査中であるということでございます。そうした部材の現在の状況欄につきましては、番号ではなく米印で表示しております。

町公共施設のアスベストの使用状況につきましては、以上とさせていただきます。

次に、この件に関しましての住民の皆さんへの周知、広報についてでございますが、議員皆様方にもご承知のとおり、8月11日発行の広報のお知らせ版で、アスベストについての相談窓口の案内、住宅等のアスベスト対策等について掲載をさせていただいたところでございます。

最後に、役場への住民の方々からの相談についてでございますが、8月17日現在でございますが、件数といたしましては、27件となっております。相談内容の主なものといたしましては、健康に関するものがそのうち13件、約半数でございますが、最も多く、次に多いのが、役場としてこうした事態について正確な情報を掴んで、住民の方々には的確に対応してほしい、問合せについての的確に対応してほしいと言った要望が5件、後、竜田工業による説明会についての問合せが3件という風になっております。8月4日以降については現在のところ、1件か、2件しかございませんが、今のところ27件ということでございます。

以上簡単ではございますが、アスベスト関連の状況につきましての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

三木委員 今説明の中で、公民館の件で、東と言ったが西の間違いかなと思うんだけど、確認しますが、西だね。

環境対策課長 申し訳ございません。西公民館の誤りでございます。修正させていただきます。

三木委員 付近の住民の亡くなられた方について、新聞報道では2名というこ

となんです、これについて竜田工業の会社側の対応はどの様にお聞きしておりますか。

環境対策  
課長 現在のところ、竜田工業としては誠意に対応していくという風には聞いておりますが、その具体的な内容については伺っておりません。ただ、中皮腫による死亡されたという事については、竜田工業として確認したという事でございますが、因果関係等、色々難しい点もあるかと思いますが、現在のところ、竜田工業が申しておるのは誠意で対応していきたいという風に聞いております。

三木委員 非常に難しいとこだと思いますね。従業員ではないので、歩いている時、買い物に行く途中でということで、聞いているんですが、その辺が非常に判断のし難いところでもあります、町としても、事実関係も含めて、情報等も今後も把握していただくようお願いしておきます。それと、使用状況の一覧ですが、ロックウール、今も説明お聞きしましたが、先日ちょっと打ち合せの終わった後、私と委員長とで、斑鳩小学校の機械室、見させていただきました。ロックウールなるものはこういうものかという事で、実際に私、壁を触ってみたんですが、かなり老朽化というか、年数も経ってまして、触るだけでぽろぽろ落ちて来たりしてました。今、清水課長の説明によると、このロックウールなるものは人体には影響ないという事です。ただ、アスベストが含まれているという製品もあるという事で、今、調査中であるという事ですが、その調査中なるものはどの程度の進行状況ですか。

環境対策  
課長 各担当課で、今、調査について検討されているという風に聞いておりますが、ご存知のように、今、全国的に調査の件数が増えて、調査機関もあまり多くないという事で、なかなか時間が掛かるという風には聞いております。

三木委員 西公民館での説明会の時に、住民の方から工場の配置図を示してく

れないかというのが出てました。その後、橋西北の説明会の時にはスライドを使って、竜田工業で造った配置図と航空写真で撮ったやつで説明を見させていただきましたが、最初の説明会の時に工場配置図を示してくれと言ったら、その時には回答でなかったんですが、そういった方々には住民に対しては、その後のそういう工場の配置等のフォローはどうなっていますか。

環境対策  
課長 　ただ今、委員が指摘されたとおり、第1回目といたしますか、7月17日の時の説明会でそういった位置等についての質問があった、先ほどの質問でも申し上げたところでございますが、この方々につきましては個別に竜田工業の方から赴いて、説明を行なった。それで了承を得ているという風に聞いております。

委員長 　今後の竜田工業が住民に対しての説明会等は、またあるのか、それと、地域住民ですね、2名という事ですが、その他そういうのにかかったらどうか、療養しているかどうか、それらしきとか、そういう情報は入ってませんか。

環境対策  
課長 　今後の竜田工業によります説明会の開催についての予定は聞いておりません。

　もう1点。先ほど申し上げました2名の方以外の周辺の方々の被害状況というんですか、そういったものについては現在のところ把握はしておりません。

委員長 　他に。

木田委員 　竜田工業ではですね、板というのか、石綿セメント板というようなものは製造されておらなかったと、私はそういう風に思いますねわ。一番製造されてたのは、やはり壁とか天井に入れる断熱材を製造しておられたという風に記憶しておりますねん。だから、かなりこれは一

般家庭でも、もちろん公共施設でも使われているのか知らんけども、一般家庭の住宅の壁の間に断熱材として使用されている頻度がかなりあると思いますねけど、そういう一般の民家というのか、そういう住宅の中の、そういう調査ちゅうもんは、なかなかやり難いと思いますねけど、当時、私かて龍田に住んでおって、その周辺通るときは息を止めて会社の風呂へ行ったというような状況もあったということは、私も記憶しておりますねけど、その当時はこの病気になられた方は珪肺ということで、ちょっと肺に針が刺さったような状況ということ、その当時も聞いておりましたんですけど、今になって急に、ばっと出てきたという状況がですね、どういう風な加減で出てきたんか、ちょっと分かりませんねけども、とにかくその当時としても、断熱材はその工場で製造されておられたということで、付近の住民にも結構、うちの工場でこないして造ってるからあげるわと言って、使用されているところも結構、そういうことであると思いますねけども、そういう風な調査いうものはなかなかでき難いと思いますねけども、今後やはりそういう何が、民家が解体されるとかということになれば、こういう石綿板よりも、もっと出易いというんですか、そういう風に、私はそういう風に思いますねけども、それらについて、専門業者やとかいう事に、解体は任せるという風に、国も、県というんですか、そういうところも何やけども、解体業者がそれほど多くおられないという事は知りつつ、潰してしまうような場合も出てくるやろうという心配もありますねけども、あまり恐怖感を煽ってもいかんということで、やはり慎重にならざるを得ないというところもありますねけども、本来、そないして会社からそういう粉というか、きらきらと光ったようなものが出てたという状況を、今現在、どれだけの人が記憶しておられるのか分かりませんが、私らはもう、子どもの時は、その工場のところを通る時は息をせんようにという風な、そういう記憶がありますねけども、そんなんでも現実にやはり今になって出てきたら、やはり当時の何を、怖かってんなという事には変わらないなという事で、私は、こんな事がなんで、今時分になって出てきたんかなと不思議に

思いますねけども、民家で、多数使われておるといような事は現実にあると思いますねけど、それは町としても調査のしようもあらへんねけども、それらについて、広報でそないして周知をしはったら、仮に家を建替える時においては、やはり専門業者をお願いするという風な、そういう風な何でもっていかな、致し方ないのかなという風に思いますねけども、現実には家の解体なんかは建築業者が解体業者に頼まんとそういう建築業者がやってる場合もありますので、そうした場合には、やはり2次的な何が出てくるようなことも、一時のぼっとして埃やったら、そなん出えへんのか、そこら辺のところは私もちょっと分からへんねけども、そういう心配もあるんじゃないかなという風に私は思いますねけども、それらについてですね、もうこれは町としては静観しておかな、しゃあないと、町の施設については大丈夫やと、だから、民間の何についてはもう、これはもうしゃあないのかなという風に思っはんのか、いや、やはりそれはそんな事ではいかんと、もっと真剣にそういう風な断熱材についても、今後、そうした調査をして町としても対応していこうと思っはんのか、その点について、どうお考えになってんのか、お聞かせ願いたいと思います。

環境対策  
課長

ご心配の事については心情的によく理解はできるんですが、一般の住宅の場合は、基本的には一般住宅で、そうしたアスベストを使った断熱材等々について、大量に使用されているという例はあまりないという風に聞いております。ただ、一般住宅でも鉄骨造り等で使われているのが多いという事を聞いておるんですが、木造住宅の場合はあまり使われてないというところがございます。そういったところで、中には先ほど申し上げました石綿ボード状のものが使用されている部分があるかも分かりませんが、この事につきましては個人個人が、その建築主でございますので、その方々の責任でもって適法な処置を講じていただく事が大事じゃないかという風に考えております。そうした事もありまして、先ほど申し上げましたお知らせ版でも載せさせていただきましたし、県の方でもそうした広報をしているところござい

ます。また、解体をする場合については、当然、石綿傷害予防規則等々、また、労働安全衛生規則、または大気汚染防止法等々の絡みが出てくる訳でございますので、そうした法律に基づいた処理が適切に行なわれるという風に期待をしたいという風に考えております。

木田委員 今、あまりその、民間では使われておらないという風におっしゃいましたけどね、今現在もそうだけでも、かなり前から土壁なんかの住宅なんか、もうなくなっているという状況の中でね、その土壁の代わりに、外気との遮断ということで、断熱材としてかなり使用しておられるという風に、私はそういう風に思うねけども、そないして言わはんねやったら、それで結構やけども、竜田工業自体でも、そないして断熱材として製造をしておられたという、そういう事実があるのに、何でそれが、造船とか、そんな方に多く使われたんかどうか、その点はちょっと分からへんねけども、一般住宅には少ないという風に断定できんのかなと、その点が私ちょっと不思議に思うねけども、大概の家、昔から家やったら土壁で造られている家の方が多かったですねけども、それ以後、昭和30年代とかという風な住宅の建築なんかやったら、ほとんどその壁の間には断熱材として、色んな、アスベストを含んだものかどうか、分かりませんねけども、そういう風な断熱材を使われておられたように、私はそういう風に記憶しておんねけども、それがそんな使われてないと言い切れんのかどうか、ちゅうことなんですねけども。

助 役 今、課長が申しましたのは木造建築では火の使うところは断熱材として石綿セメント板とか、石綿けい酸カルシウム板とか、使っている可能性はありますが、一般的に木造建築では使われてないと言うことは言われておる訳です。あくまで火の使わないところには使っていない。ただ、軽量鉄骨とか、RC、いわゆる鉄筋コンクリートとか、そういう風な建物については所々に断熱材を、屋根とか、そういうところに使っていると言うことは言われております。そういう事で説明した

けで、全然使われてないということではない訳であって、火の使うところには使われている事が多いという事です。

木田委員　そないして、いいと言わんねやったらいいわ。うちは使われてないから。

里川委員　今、断熱材の件も出たんですが、私も、今、課長答えていただいている中では、鉄骨を利用した住宅が多いということでは、奈良県にも各種住宅メーカー、こういった建て方の住宅メーカーありますし、斑鳩町含む、県下にはそういう住宅もたくさん建ってます。多分、屋根の材質なんかもカラーベストとかいって、そういう含まれた、これは含有率15%ぐらいらしいですけど、そういったものを多く使って、県下にもたくさん建ってるんですよ。この解体のピークは2020年くらいになってくるという事、言われていると思うんですが、その時にやっぱり解体について、きちっとした指針をもってやっていただかんといかんの違うかなという事では、これはやっぱり奈良県として県が主導的にやっていってもらわんなあかん事やろうと思いますけど、ただ、町としてもその事については、県がしっかりとしたものを持って、出してもらって、町もそれに準用していくという形で、きちっと方針立てて、解体についてこれから気をつけてもらわんなあかんのと違うかなと。それと、私、ちょっと気になったんわ、ニチアスに努めてはった退職者の方が斑鳩町にいらっしゃって、話聞いてましたら、車のブレーキなんかのところにもかなり含有率の高いもの、多く使ってるんで、車の解体業者や修理工場などでも危険なんやという話とか、色んな話聞いてるんですけども、そういった事で、どうやってみんなの健康守っていかかと、斑鳩町でもね、健康推進課もここにいらっしゃいますけども、健康で永い事生きていただこうと、健康寿命というものをね、掲げて、健康対策、斑鳩町もやってきている訳なんです。そんな中で、やっぱりその町としてのそういう目標もってやってる訳ですから、非常にこれについては敏感に考えてやっていただき

たいなと思っているところなんです。で、この断熱材についても、竜田工業さんは1973年から2001年までは製造されている訳です。今はされてませんけども、2001年まで長期間にわたっての製造を竜田工業さんもされているという事を資料に出てきておりますので、そんな中で、もうちょっと町も、県の方も、こういうものが製造されている過程でも健康被害が起こっているのではないかと、そしてまた、これを使った建物、先ほど木田委員も心配されてましたけど、今度これを壊す時に、大変な状況があるのではないかと、色んな事を想定しながら対策を立てていくと。大きな責任は、私自身は国にあるとは思っているんですが、早くにILOの方から勧告されてたと思うんですが、そんな中でも日本ではそのままずっときて、現在、経済産業省でもはっきりと実態がきちり、全国的なものが掴めないような状態にあるという、非常に国が悪いんですけれども、だけど国が悪いと言って、黙ってても斑鳩町の皆さんの健康は守れないと思いますので、町として出来る事、そしてまた県へ申し入れて県が出来る事、できるだけ早く手を打って行っていただきたいという風に思っています。ですから、その解体業者の件について何か考え方があったら、お聞きしたいのと、それと、解体に基づいてですね、アスベストの含有材料など、今課長、3つほど法律言ってくれはってんけど、廃掃法の中では処理というのは、アスベスト位置付けはどないなってるのか、ちょっと教えてほしいなと思っているんですけれど。

環境対策  
課長

解体業者にかかる指導等々についてのご質問だったと思いますが、これにつきましては県との協議を今後進めていく中で、従来からそういった私どもも心配がありましたので、県の住宅課なり、建築課など、窓口は県は環境政策課でございますので、そちらの方とも協議を進めていく中で、そういった事についても周知をしていくよう、お願いをしているところでございます。町としてもそういった事がございましたら、その時その時にご相談には応じてまいりたいという風に考えております。次の2点目の廃掃法の関連の中ではアスベストにつきまし

ては、ほとんどの場合、産業廃棄物の中の特別管理産業廃棄物という形になってございまして、これにつきましては埋立等々につきましては、そういった廃棄物を埋立に出来る特別管理の最終処分場のところに配送処理をしなければならないという風に定められているところでございます。

里川委員 県の方も相談窓口とか、開設はしていただいているとは思いますが、やっぱり、そういった該当する工場をもってたという事で、斑鳩町としても積極的にね、やっぱり働きかけながら、更に町民の方の健康を守る立場で、頑張っていっていただきたいと思うんです。ただ、一つ、残念なんです、西公民館で行われた住民説明会は、竜田工業は町にも県にも説明会をしますという文書を出してたと思うんですが、町の職員さんはどなたか行っていただいていたと思うんですけれども、県の方からはどなたも来られてなかったという風に、私聞いているんですね。ですから、そういうところについても、ちょっと残念やったなど、やっぱり、そういった問題に、県がどんな姿勢で取り組んでくれるのか、というその姿勢が、そういうところにも、県から来ていただけてない、という事については非常に残念だったという感想を持っているという事は、何かの機会に、また、県の方へ言っておいていただきたいと思います。それとですね、私、心配してますのがもう一点あるんですが、先ほどちょっと出てましたが、健康管理手帳、これ、今、8月19日に30名の枠とるとか、26、27ね、検診車来るとか言っていたら、この健康管理手帳、取るための検査、というのはかなり費用がかかるらしいんですね、個人的に受けましたら。その検査を受けるのにお金がかかる事と、それとこの健康管理手帳の事、そのものを知らないという、方たちもたくさんいらっしゃるというような状況をお聞きしておりますので、先ほど、課長も広報のお知らせ版で掲載したという事ですけども、今後も更に、こういったことについても、触れていただきたいなという風には思っているんですが、極力、その、事業者の方とも連携をとって、県とも連携をと

って、健康を守っていく、それで、今後の被害の拡大を抑えるという取り組みになるように、していただきたいという事をお願いしておきたいなと思います。

助 役

ちょっと委員の皆さんにご理解願いたいのは、我々、アスベスト問題については非常に関心を示しております。県の方の対応、町もこれからどうしていったらいいか、という対応について、7月28日に、奈良県の松永生活環境部長、田中生活環境次長、そして県の生活環境課長補佐と、3人において、私と清水環境対策課長とが、要望してまいりました。この中で、我々はやっぱりこれから心配するのは、中皮腫という病気は、これから発病までに30年から40年かかるという事について、県の対応、我々はどういう対応をしたらいいか、という事についても指導して欲しいという事。また、その当時、尼崎市での市民に対する健康診断について、中皮腫の項目を入れるという事が言われておりました。こういう項目についても、我々としてはどうしたらいいか、という事もきちっとした指導をほしい、という事も要望して参りました。王寺、斑鳩の方々についての健康診断については、だいたい8月26、27日で100パーセント受けてもらえることになっております。都合つく人に限ってはということになっておりますが、県に要望した時には、奈良県で健康診断を行う病院が2ヶ所しかない。それでは、やっぱり不足すると。三室病院でもそういうような、健康診断するような設備はできないか、という事も強く要望いたしました。また、このアスベストについて、先ほど言われている、いわゆる建築物の関係ですね、これもやっぱり、里川委員がおっしゃったように、耐用年数、これからはやっぱり解体の時期に入るという事についての住民への周知徹底について教えて欲しいという事。また、公共物についても、やはり不特定多数の方が、利用しますから、それらについての対応についても十分指導して欲しいという事も言ってまいりました。我々としても、今後どうしたらいいか、という事も教えて欲しいという事も要望いたしました。また、これも国の問題ですから、県はね、

大阪府の知事さんがやいやい言うているのに、また兵庫県の知事さんも言うておられ、国に要望されている。奈良県の知事が要望されているのかとも責めております。県では知事も含めて、要望しております。名前は出てないだけの話で、やっております。こういう事も、部長が報告を受けました。そういう事で、今後やっぱり、この工場が、王寺のニチアス、子会社である竜田工業、王寺町と斑鳩町になりますから、そこらについて十分調査していただいて、その調査の結果、町に連携を密にして、町はやっぱり住民に対する、こういう形でやっているの、という事を密にしていきたいので、今後も宜しく頼みます。また、県は、色々な法律がありますので、そこらについても周知して欲しいという事がございました。町といたしましては、先ほど清水課長が申し上げましたように、町といたしましても、住民に対するアスベスト問題について相談窓口が開設されます、という事で周知しております。そういう事でやっぱり、この問題については、健康の問題でございますから、不安をもたれないような、また、これからですね、このような状況が起こらない、もしも起こっても、対応をきちっとできるような、対応をこれからも考えていきたいと、このように思っておりますので、委員皆さん方にはご理解賜りたいと思います。ましてや、町として、新聞に載ってすぐですね、竜田工業へ行きました。そして状況を聞いて、4自治会の自治会長さんにも報告しております。これはもう、聞いていただいていると思います。そういう事で、やはり非常に関心をもって対応をしておりますので、そこらについてもご理解いただきたいと思います。また、住民さんの色々な情報がございましたら、町の方に言っていただく、という事でよろしく願いいたします。

里川委員 今、助役さんの方から色々ご説明いただいたので、よく分かりました。ただ、今、王寺、斑鳩、会社がまだ存続しているところもありますけれども、県下には当時作っていたけれども、もう会社が存在しないというような地域もあるように聞いております。やっぱりそういう事も含めまして、県もやっぱり、県民の健康を守るという立場で貫い

ていただけるように、町からも更にまた、取り組みを強めていっていただきたいという事、もちろん、国の問題、国の責任が最も一番大きいという事については、私もそう思っているんですけども、ただ、現場としては、現状、ここにお住まいの皆さん方の健康を守るという事に、我々としても全力を挙げていきたいという思いからね、お願いをしておりますので、また、今後、頑張ってもらえることを期待しておきたいと思えます。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、次に、町立保育園の保育料について、報告を求めます。西川福祉課長。

福祉課長

町立保育園の保育料についてご説明させていただきます。

保育所運営費の国庫負担金の交付基準の一部改正が、今回行われまして、平成17年度の保育料徴収金基準額が改定されました。当町におきましても、国の基準をもとに、児童の年齢と、その児童の属する所帯の取得に応じて定められた額を徴収しております。今回の改正によりまして、一部の階層区分で保育料が増額となるわけではありますが、町の保育料につきましても、現在の厳しい経済状況の中で、保護者の負担の軽減を図ります事から、18年度の保育料徴収金額につきましても、据え置きをいたします。なお、現在の町の保育料につきましても、階層区分は、国は7階層でございます。町は10階層と細分化しております。さらに、国の徴収基準額の85パーセントと、軽減を図っております。今後、この国の基準額の85パーセントという軽減額につきましても、将来的には基準額100パーセントに近づけるよう、今後検討して参りたいと考えておりますが、現在のところは、来年度につきましても、据え置きといたします。よろしくご理解をお願いしたいと思います。

委員長

報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けい

たします。

里川委員 今、課長の説明があり、平成18年は据え置きという事を言っていたので、あれなんですけど、ただ、国の方がどういう風に基準を改正したのか、ちょっと見てみたいなと思いますので、出来ましたら、その国の方の基準となる分については、また、後でも結構ですので教えていただきたいと思います。

あと、一点保育所に関することなんで、ちょっとお尋ねをしたいんですが、保育所の運営委員会がございまして、以前は議会も入っておったわけなんですけれども、議会の方では、今、まさに出てきてます、保育料の問題などについても、最終的に審査をし、そして、これ、議決を伴うものにするように、いつだったか、変えてきましたし、保育料につきましてもね。この間、そういう事もありまして、保育所運営委員会に、この厚生常任委員会から入っておったのが、抜けたわけなんですけれども、その後、保育所運営委員会って、構成どうなってるのかなと思いついて見てたんですが、保育所の保護者の方と民生委員さん、くらいしかいらっしやらないような状態になってるのかなと、今、思ったりしてるんですけど、この、保育所運営委員会の現在のあり方について、行政側、どんな風にお考えになっているのか、また今後について何か考えてはる事があるのか、ちょっとお尋ねをしておきたいなという風に思うんですけども。

福祉課長 保育所運営委員会の委員の構成につきましては、里川委員さんのおっしゃった通りでございますが、今後、今現在、言われましたように、保育料の改定等、色々保育所の運営につきまして、ご審議いただいております。そういう関係で、もう一度、保育所運営委員会の構成委員さんにつきましては、先ほど言われましたように、民生委員さん、社会福祉協議会の方から事務局長さん、識見者として、中和福祉事務所からも来ていただいております。また、先ほどありましたように、保育所を運営をしていただいております、保護者会からも出ていただ

いているという組織になっております。現在、この委員の組織におきまして、福祉課におけます、審議をいたしておりますが、今後、それを変えるというような事は、考えておりませんが、現在、そのような組織で十分、審議をしていただいております。

里川委員　　という事は、以前、議会からも入らせていただいていたのを、そこは整理しようという事で抜けた後、補充委員というんですか、別の考え方で補充をされていないという事では、保育所運営委員会の委員数というのは、その当時よりは減少しているという風に、議会からの委員が抜けただけという状態になっている、という考え方でよろしいんですよね。

住民生活  
部長　　里川委員さんの方からご指摘をいただいております議会からの選出の委員さんを減にさせていただいている経緯につきましては、おっしゃる通りでございます。ただ、その減の、厚生常任委員会の方から出させていただいていた委員さんに代わるところを、どの区分から選出させてもらったか、ちょっと私の方で把握できてない、たぶん、社協の方の委員さんで1名増をさせていただいてるかなと、思っているんですけど、定数的には、10人で変わってはならないということで、減になったところが、社協の委員さんか、もしくは知識経験者である福祉事務所の方の専門員さんの方で入ってもらっているか、その辺の、どちらかだったという風に思っはいるんですけど。

里川委員　　ちょっと、その、過去からの流れもある事ですので、急に言って明確になりにくいところもあるかも分かりませんが、また、後ほど詳しく聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長　　他にありませんか。

木田委員　　18年度も据置くという事で、これは、有難い事やと思うんですけど

ど、保育料の滞納と言うんですか、それについては、どういう風にお考えになっているのか、やはり、保育してもらって、それに保育料が払われへん、というような状況の中で、今後、国の基準の100パーセントというんですか、そこに近づけていくという事になれば、また、そういう事案も増えてくるのではないか、という風な、心配もあるんですけど、一応は、18年度は据置くと、今の時点でそういう風にはっきりとおっしゃったんで、18年度は安心なんですけども、今後、そないして、段階的に100パーセントに近づいたという事になれば、滞納というような事案も増えてくるのではないか、という風な思いもありますねけど、それらについての対策というのか、それは、どういう風に考えておられるのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

福祉課長 今、ご質問ありましたように、保育料の、今、現在据置きという事でご説明させていただきましたが、来年度上がる事につきましては、先ほども里川さんも、詳しい事、後で。という事もありましたが、ここでちょっと説明させていただきます。国の上がる内容につきましては、3歳、また4歳以上の100円という増額の階層がございまして、町で今、17年度の児童数で計算いたしますと、対象となるのは、113人の方が対象となると。全体では311人の方が今、保育所に通っておりますが、そのうちの約3分の1強、113人が100円、現在の月額が上がっていくという、来年度の改定の内容でございまして、

それで、保育料の滞納、未納者でございまして、現在、総額では、135万8,800円という事になっておりまして、その方につきましては、現在も徴収班と家庭を訪問させていただきまして、徴収のお願いをしており、その後の相談を行いまして、少しでも、という形でお願いを行って、決めたいと思います。人数的には、9名の方という形になっております。その方につきましては、そのうちの2名につきましては、現在、1名は完納、あと1名につきましては、もうすぐ完納するというような状況でございまして、徴収の方には、その方の家を

訪問して、できるだけ納めていただくという事でしております。

木田委員　　そら、いろんな事情があって、滞納しておられるとは思いますがねんけどね、やはり、100円とかいう風な金額やったら、それに対してあまり滞納とかいう風な感じはならないと思いますねんけども、これは、国の基準の100パーセントに近づけるといふ風な事になってくればね、やっぱり何百円、何千円というような金額になってくるといふ風に、こういうような事を仮定した場合ね、もっと滞納額が増えてくるんじゃないかなと、これは世の中の景気がよくなれば別でせ。せやけど、今の状況が続けば、日本の経済なんて、まあ言ったら、油というんですかな、それがほとんど何かにつけて影響しているような状況の中で、今現在もやっぱり、オイル関係が上がってるという事によって、いろんな物にも、やはり物価にも反映していると、高値安定になっておるような状況で、これも今のところ下がるような様子もないしね、そういう風なことを考えたら、また、やっぱりそういう滞納の額、そして人数もまた増えてくるんじゃないかなという風な、そういう心配ばかりしていてもあかんねんけど、そういう対応、対策も十分にやっぱりやっていただいて、斑鳩町の財政を、ちゃんと単独でいく以上は、一部の人の何を、全部が負担せんならん、という事になってもいかなので、やはりその点を十分気付けていただいて、もっと、積極的にお願いにあがって、その滞納額をゼロにしてもらいたいなという風にお願いをしておきます。もう結構です。

委員長　　他にございませんか。

ないようですので、他に、理事者側から報告することはございませんか。

( な し )

委員長　　ないようですので、以上、各課報告事項については、報告を受け、

了承をしたということで終わります。

委員長 続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

( な し )

委員長 理事者の方からその他として何かありますか。

( な し )

委員長 なければ、9月議会に行われます決算審査特別委員会の委員選出につきまして、厚生常任委員会から2名という事なんですけど、暫時休憩します。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時27分 再開)

委員長 再開します。  
厚生委員会から里川委員、浦野委員でお願いしたいと思います。  
両委員には、よろしくお願いいたします。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。  
以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。  
委員の皆さんには、視察研修の件についてご相談させていただき  
たいので、そのままお待ちいただきたいと思います。

(午前10時29分 閉会)